

富山大学人間発達科学部後援会会則の一部改正について（案）

1 改正の理由

富山大学人間発達科学部が、令和4年4月1日付で教育学部に改組することを受け、所
事項を改める。

2 改正の概要

- ・ 後援会の名称を「富山大学教育学部後援会」に改める。
- ・ 第1条から第4条の規定中の「人間発達科学部」を、「教育学部」に改める。
- ・ 人間発達科学部在学生の教育・就職活動に係る支援を引き続き実施できるよう、附則
を新設する。

※ 改正部分は別添会則改正案の朱書き部分を参照願います。

3 改正（施行）年月日

総会における承認日（令和4年4月1日施行）

富山大学教育学部後援会会則

平成 31 年 4 月 4 日制定

令和 4 年〇月〇日改正

(趣旨)

第 1 条 本会は、富山大学教育学部後援会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、富山大学教育学部在学生の保護者との連携を図るとともに、在学生の教育及び就職活動を支援することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保護者と教育学部との連携を図る事業
- (2) 学生の教育活動を支援する事業
- (3) 学生の就職活動を支援する事業
- (4) その他、本会の目的を達成する事業

(組織)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 富山大学教育学部在学する学生の保護者及び保証人で、入学時に 20,000 円を納入する。なお編入等による入学の場合は、5,000 円に卒業に必要な在学年数を乗じた額を納入する。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会費 10,000 円以上を納入した個人及び法人とする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理事 3 名
- (4) 監事 3 名

2 前項第 1 号役員は、正会員の中から選出する。

3 前項第 2 号役員は、1 名は正会員の中から選出し、1 名は教職員の中から選出する。

4 前項第 3 号役員は、1 名は正会員の中から選出し、1 名は教職員の中から選出する。

5 前項第 4 号役員は、1 名は正会員の中から選出し、1 名は教職員の中から選出する。

(任務)

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務の運営にあたる。
- (4) 監事は、会務の決算の監査を行う。

(任期)

第7条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び理事会)

第8条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第9条 総会の構成員は正会員とし、毎年1回総会を開くものとする。ただし会長が必要であると認めるときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会の議決は出席者の多数決による。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要に応じ招集する。

2 理事会の構成員は会長、副会長及び理事とし、監事はオブザーバとする。

(審議事項)

第11条 総会で行う事項は、次のとおりとする。

(1) 予算及び決算の承認

(2) 事業報告の承認

(3) 役員の承認

(4) 会則の改廃

(5) その他、必要な事項

(理事会の職務)

第12条 理事会は、前条の各号に掲げる事項について立案し、事業を執行する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業経費)

第14条 本会の経費は、会員の会費及び寄付金をもって充てる。

2 既納の会費は返納しない。

(事務)

第15条 本会の事務局は、富山市五福3190番地、富山大学教育学部~~に置く。~~

附 則

この会則は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

2 富山大学人間発達科学部の学生が在学する間、第2条の「富山大学教育学部~~に在学する学生の保護者~~」、第3条第1号の「保護者と教育学部」及び第4条第1号の「富山大学教育学部~~に在学する学生の保護者及び保証人~~」中の「教育学部」については、「人間発達科学部及び教育学部」と読み替えるものとする。